

(案)

# 第4次地域管理経営計画書

(会津森林計画区)

計画期間 自 平成24年4月1日  
至 平成29年3月31日

関東森林管理局



## はじめに

国有林野事業は、将来にわたってその使命を十全に果たしていくため、国有林野を名実ともに「国民の森林」とするとの基本的な考え方の下に、平成10年度から抜本的な改革を推進しており、具体的には、管理経営の方針を林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進を旨とするものに転換し、事業の民間委託の推進、組織機構の再編整備、職員数の適正化等により事業実施体制の効率化を推進するとともに、一般会計繰入を前提とした会計制度や地球温暖化防止のための間伐を推進するなど、財政を健全化し、国有林野の適切かつ効率的な管理経営を進めていくための基礎を築いてきたところである。

このような中で、平成21年12月に今後10年間を目的に、路網の整備、森林施業の集約化等を軸として、効率的な林業経営の基盤づくりや木材の安定供給に必要な体制を構築し、森林・林業を早急に再生していくための指針として「森林・林業再生プラン」が作成された。

また、平成22年11月には同プランの実現に向けた具体的な方策として「森林・林業の再生に向けた改革の姿」が公表され、国有林に対しては、森林共同施業団地の推進、担い手となる林業事業体の育成、国有林野のフィールドを活用した人材の育成、原木の安定供給体制づくりなどによる森林・林業再生への貢献が求められており、10年後の木材自給率50%以上を目指すべき姿として掲げられているところである。

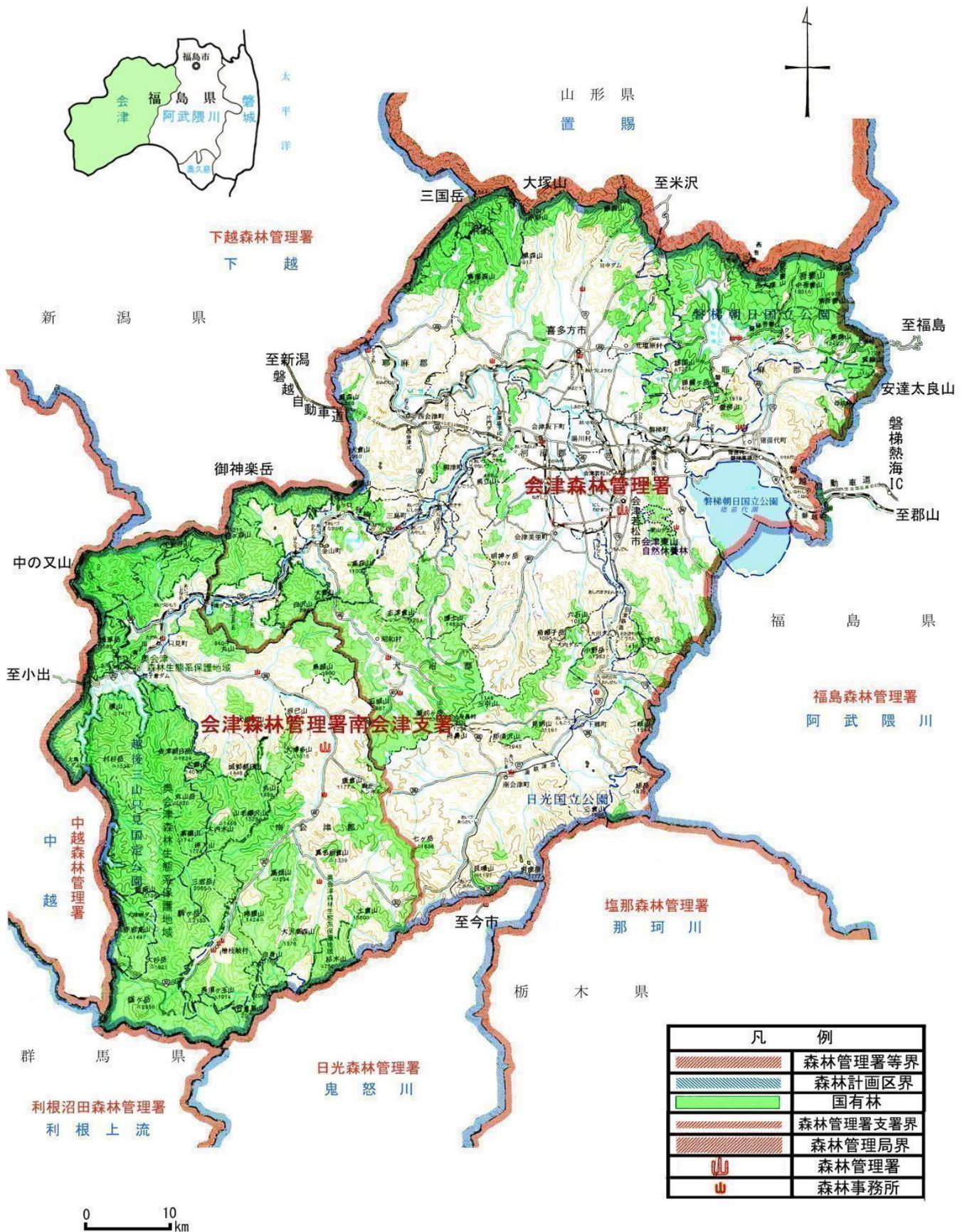
さらに、平成23年3月に発生した東日本大震災により、東北地方を中心に人命や財産、社会資本に未曾有の被害がもたらされたことから、本格的な復興に向けて、森林・林業の再生を通じた川上から川下までの効率的な生産基盤の整備、再生可能なエネルギー資源である木質バイオマス資源の活用など、森林資源を活かした環境負荷の少ない新しいまちづくりに寄与していく必要がある。

本計画は、こうした森林・林業の目指す方向と社会的要請に応えるべく、国有林野の管理経営に関する法律第6条第1項の規定に基づいて、国有林野の管理経営に関する基本計画に即し、関東森林管理局長があらかじめ国民の意見を聴いた上で、森林法で定める国有林の森林整備・保全に関する計画である国有林の地域別の森林計画と調和して、今後5年間の会津森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項を定めた計画である。

今後、会津森林計画区における国有林野の管理経営は、この計画に基づき、関係行政機関と連携を図りつつ、地域住民の理解と協力を得ながら適切に行うこととする。



# 会津森林計画区の国有林位置図





## 目 次

I 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
1 国有林野の管理経営の基本方針	1
(1) 計画区の概況	1
(2) 国有林野の管理経営の現況・評価	1
ア 計画区内の国有林野の現況	1
イ 主要施策に関する評価	4
① 伐採量	4
② 更新量	4
③ 保護林	5
④ 緑の回廊	5
⑤ レクリエーションの森	6
(3) 今後の管理経営の考え方（持続可能な森林経営の実施方向）	6
ア 生物多様性の保全	6
イ 森林生態系の生産力の維持	7
ウ 森林生態系の健全性と活力の維持	7
エ 土壌及び水資源の保全と維持等	7
オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持	8
カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進	8
キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組	8
(4) 政策課題への対応	10
2 機能類型に応じた管理経営に関する事項	11
(1) 機能類型毎の管理経営の方向	11
ア 水土保持林における管理経営に関する事項	13
① 国土保全タイプ	13
② 水源かん養タイプ	13
イ 森林と人との共生林における管理経営に関する事項	13
① 自然維持タイプ	14
② 森林空間利用タイプ	14
ウ 資源の循環利用林における管理経営に関する事項	15
(2) 地域ごとの機能類型の方向	16
ア 阿賀川（大川）集水域	17
（ア）喜多方地区	17
（イ）若松地区	17
イ 只見川集水域	18
（ア）坂下地区	18
（イ）只見川本流地区	19
（ウ）伊南川・檜枝岐地区	20
3 流域管理システムの推進に必要な事項	21
(1) 流域ニーズの的確な把握	21
(2) 国有林野の情報、技術及びフィールドの提供等	21
(3) 民有林・国有林一体となった取組	21

(4) 下流域との連携	21
4 主要事業の実施に関する事項	22
(1) 伐採総量	22
(2) 更新総量	22
(3) 保育総量	22
(4) 林道等の開設及び改良の総量	22
II 国有林野の維持及び保存に関する事項	23
1 巡視に関する事項	23
(1) 山火事防止等の森林保全管理	23
(2) 境界の保全管理	23
(3) 入林マナーの普及・啓発	23
2 森林病虫害の駆除又はそのまん延防止に関する事項	23
3 特に維持及び保存を図るべき森林に関する事項	24
(1) 保護林	24
ア 森林生態系保護地域	24
イ 林木遺伝資源保存林	26
ウ 植物群落保護林	26
エ 郷土の森	26
(2) 緑の回廊	26
◇ 緑の回廊の整備に関する事項	27
◇ 緑の回廊の管理に関する事項	28
4 その他必要な事項	29
(1) ツキノワグマによる剥皮（樹皮剥ぎ）等に関する事項	29
(2) ニホンジカによる食害等に関する事項	29
(3) 稀少猛禽類の生息に関する事項	29
(4) その他	29
III 林産物の供給に関する事項	30
1 流域内から産出される林産物の需要に関する事項	30
2 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	30
3 その他必要な事項	30
IV 国有林野の活用に関する事項	31
1 国有林野の活用の推進方針	31
2 国有林野の活用の具体的手法	31
3 その他必要な事項	31
V 国民参加による森林の整備に関する事項	32
1 国民参加の森林に関する事項	32
2 分収林に関する事項	33
3 その他必要な事項	33
(1) 森林環境教育の推進	33
(2) 森林の整備・保全等への国民参加	34

VI	その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	35
1	林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	35
	(1) 林業技術の開発	35
	(2) 林業技術の指導・普及	35
2	地域の振興に関する事項	35
3	その他必要な事項	35
	森林の管理経営に関する指針	別冊

# I 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

## 1 国有林野の管理経営の基本方針

### (1) 計画区の概況

本計画の対象は、福島県の西部に位置し、会津森林計画区\*内の国有林野205千haであり、当森林計画区の森林面積の46%を占めている。また、その82%は水源かん養をはじめとした保安林に指定されている。

当計画区には計画区南部の山岳地帯を源とした二大河川である阿賀川（大川）及び只見川がある。阿賀川（大川）は、栃木県境にある荒海山に源を発し、多くの支流を集めて北流し、喜多方市（旧塩川町）で、吾妻連峰を源として猪苗代湖から流れて出る日橋川と合流し、北西に流れを変え、喜多方市（旧山都町）で、尾瀬一帯を水源とする只見川と合流して西流し、新潟県で阿賀野川となって日本海に注いでいる。

これらの河川には、阿賀野川水系の水力発電用ダムのほか、多目的ダムが数多くあり、国有林は水源として重要な役割を担っている。

当計画区は、尾瀬及び磐梯朝日国立公園をはじめ、越後三山只見国定公園、只見柳津、大川羽鳥県立自然公園といった多くの自然公園に指定されている。これらの自然公園をはじめとして、山岳、渓谷、温泉、スキー場など観光資源に恵まれており、首都圏をはじめ全国各地から多くの人々が訪れている。

国有林の森林構成は、人工林面積が 29 千 ha で林地面積の 16 %、天然林面積が 151 千 ha で林地面積の 84 %となっている。

### (2) 国有林野の管理経営の現況・評価

#### ア 計画区内の国有林野の現況

当計画区の森林の現況（平成 23 年 3 月 31 日時点）は、人工林を中心とする育成林が 32 千 ha（育成単層林\* 23 千 ha、育成複層林\* 9 千 ha）、天然生林\*が 144 千 ha となっている。

（図－1－1、図－1－2 参照）

\*【会津森林計画区】

全国では 158 の森林計画区があり、福島県では、磐城、阿武隈川、奥久慈、会津の 4 森林計画区に区画されています。

\*【保安林制度】

保安林制度は、森林の有する水源のかん養、災害の防止、生活環境の保全・形成等の公益的機能を特に発揮させる必要のある森林を保安林として指定し、その森林の保全と適切な森林施業の確保を図ることによって目指す機能の維持増進を図り、公益的機能を達成しようとするものです。

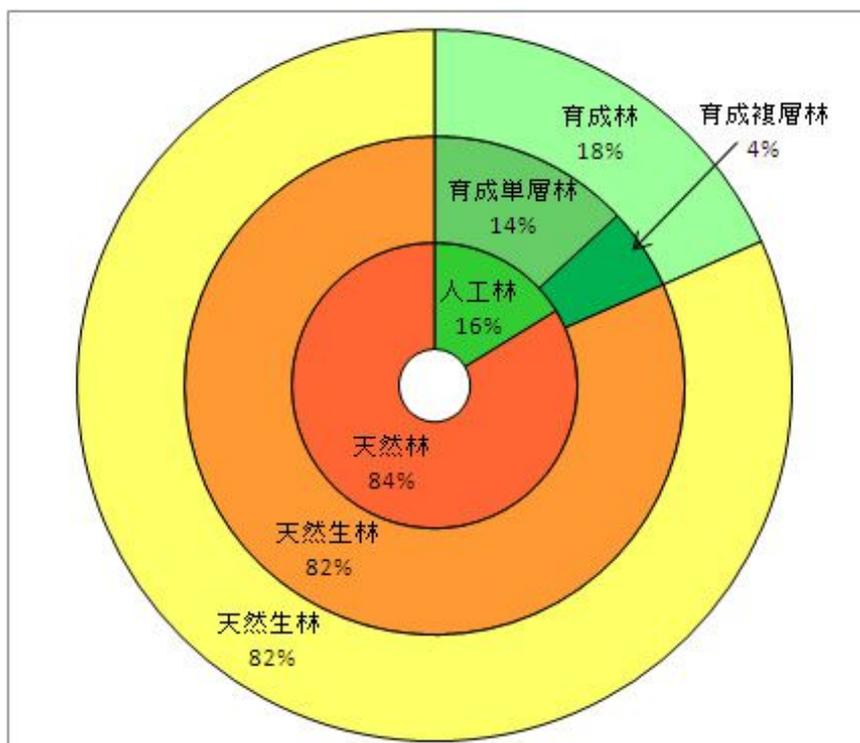
\*【育成単層林】

森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為（植栽、更新補助（天然下種更新のための地表かきおこし、刈り払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育作業）により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（育成単層林施業）が行われている森林。

主な樹種別の材積をみると針葉樹ではスギ 2,605 千 $m^3$ 、カラマツ 1,901 千 $m^3$ 、アカマツ 795 千 $m^3$ 、オオシラビソ 1,093 千 $m^3$ 、その他針葉樹 806 千 $m^3$ 、広葉樹ではブナ 7,668 千 $m^3$ 、ナラ類 1,282 千 $m^3$ 、その他広葉樹が 5,917 千 $m^3$ となっている。(図-2 参照)

人工林について見ると、齢級構成(面積別)は図-3のとおりであり、1 齢級から 4 齢級が 2%、間伐適期である 5 齢級から 8 齢級が 32%、9 齢級以上の林分は 66%となっている。

図-1-1 人工林、天然林及び林種の区分(面積比)



※【育成複層林】

森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林(施業との関係上一時的に単層となる森林を含む。)として成立させ維持する施業(育成複層林施業)が行われている森林。

※【天然生林】

主として天然力を活用することにより森林を成立させ維持する施業(天然生林施業)が行われている森林。

図-1-2 人工林、天然林の分布状況

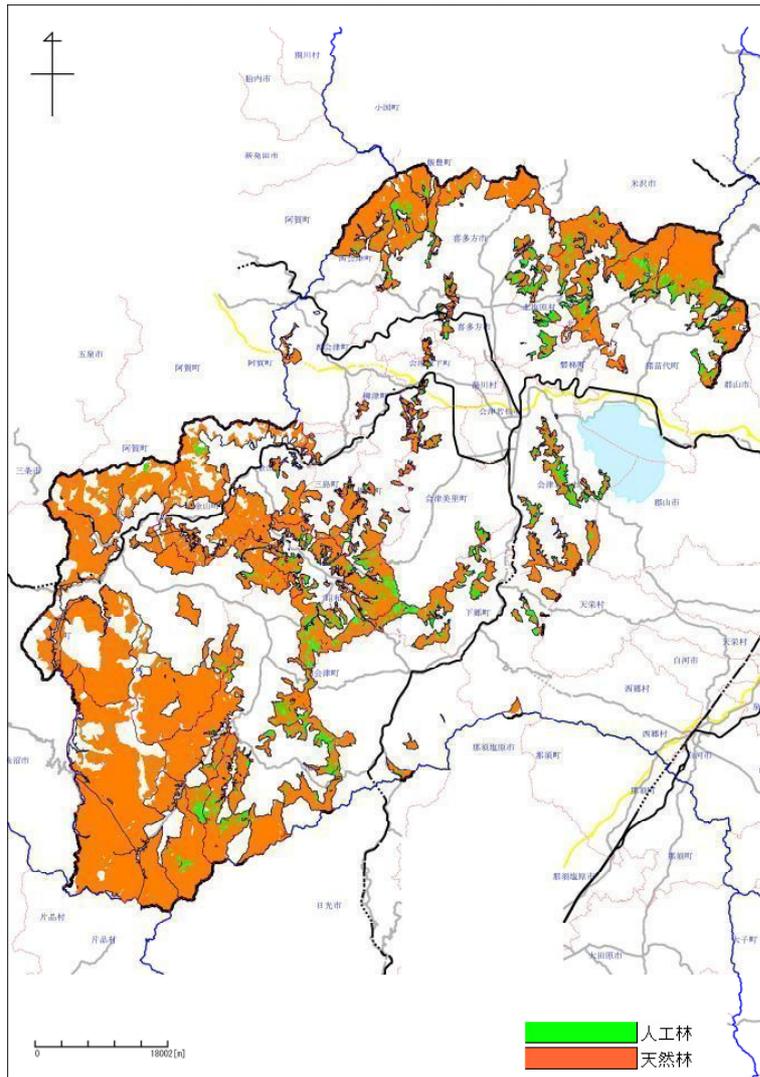
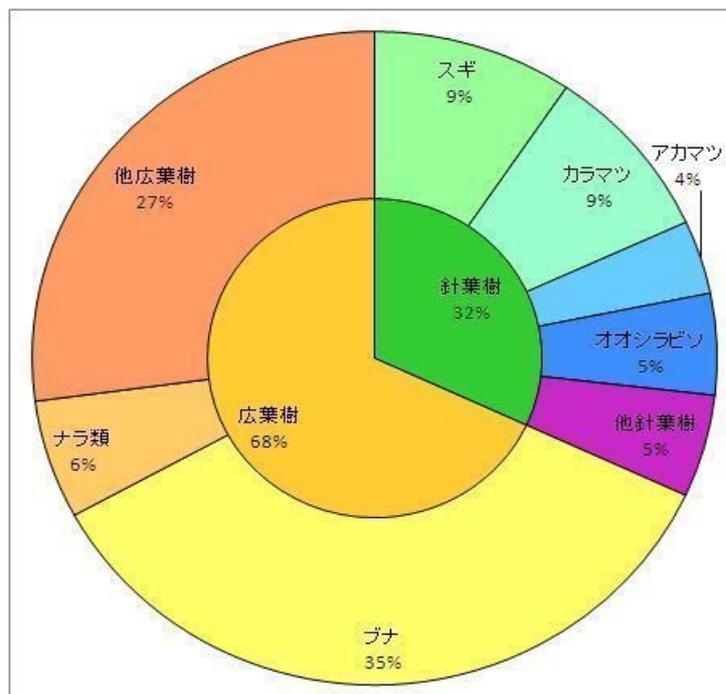
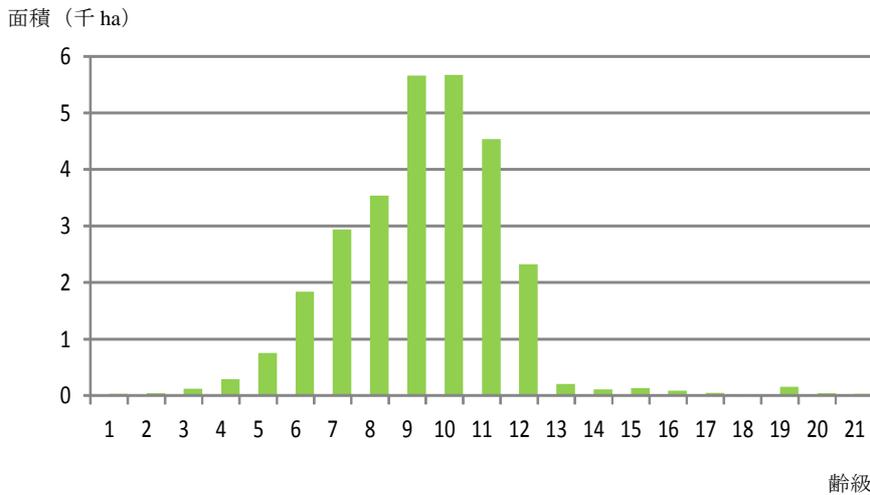


図-2 主な樹種構成 (材積比)



図－3 人工林の齢級\*構成（面積別）



### イ 主要施策に関する評価

前計画の平成19年度～平成23年度における当計画区での主な計画と実行結果は次のとおりとなっている。（平成23年度は実行予定を計上した）

#### ① 伐採量

間伐\*は、地球温暖化防止対策に資する森林整備等積極的に実行したことにより、ほぼ計画通りの結果となった。

また、主伐\*は、分収林の皆伐や針広混交林化等に誘導するための抜き伐りを主に計画したが、分収林の契約延長により一部伐採を見合わせたため、計画より低位に止まった。

（単位：材積 $m^3$ ）

	前 計 画		実 績	
	主 伐	間 伐	主 伐	間 伐
伐採量	44,581	233,864 (5,690ha)	39,668	233,768 (3,756ha)

注) ( ) は間伐面積である。

#### ② 更新量

皆伐箇所の新植による確実な更新\*を図るとともに、天然力を活用した天然更新を計画したが、人工造林については、分収林の主伐が見合わせられたため、計画面積より更新面積が減少する結果となった。

また、天然更新については、伐採・搬出が完了した後、5年後に更新状況を確認し、更新完了の判断を行うため、計画期間と更新完了時点でズレが生じたため、減少したものである。

#### \*【齢級】

林齢（樹木の年齢）を5年の幅にくくったもの。

1 齢級は、1～5年、  
2 齢級は、6～10年、  
10 齢級は、46～50年  
などとなります。

#### \*【間伐】

森林の育成過程で密度が高い林の木を間引き、残した木の成長や形質の向上、森林の機能の維持増進を図る伐採のことです。

#### \*【主伐】

更新を伴う伐採であり、一定のまとまりの林木を一度に全部伐採する皆伐、天然更新に必要な種子を供給する親木を残し、70%以内の伐採率で伐採する漸伐、30%以内（人工林は40%以内）で繰り返し抜き伐りする択伐、複層林造成のために行う複層伐などがあります。

(単位：ha)

	前 計 画		実 績	
	人工造林	天然更新	人工造林	天然更新
更 新	78	88	33	34

### ③ 保護林\*

全ての保護林について、現状を把握するため森林や動植物等の状況に関するモニタリング\*調査を行った。

その結果、各保護林とも概ね健全な状態を維持しており、更新樹の生育も確認されていることから、引き続き自然の推移に委ねた管理を行うこととする。

なお、湿原植生や雪田草原等の一部は、登山道脇において人為による踏圧等の影響を受け衰退が懸念されている。また、会津地域の広範囲に発生しているナラ枯れ\*が保護林へ及ぼす影響について、どのように把握していくか検討する必要がある。

(単位：面積 ha)

保護林の名称	前計画期首		前計画期末	
	箇所数	面 積	箇所数	面 積
森林生態系保護地域	3	92,909	3	92,909
林木遺伝資源保存林	2	12	2	12
植物群落保護林	3	364	3	364
郷土の森	2	674	2	674
計	10	93,959	10	93,959

### ④ 緑の回廊\*

会津山地緑の回廊は、設定目的に沿って管理しており、おおむね健全な状態を維持している。

ただし、会津地域におけるナラ枯れが広域に発生しており、その影響についてどのように把握していくか検討する必要がある。

(単位：延長 km、面積 ha)

緑の回廊の名称	前計画期首		前計画期末	
	延 長	面 積	延 長	面 積
会津山地緑の回廊	概ね 100	105,434	概ね 100	105,434

#### \*【更新】

主伐に伴って生じるものであり、植栽による人工造林、天然力を活用し種や根株からの芽生えにより森林を育成する天然更新があります。

#### \*【保護林】

P24 以降具体的に説明

#### \*【モニタリング】

あるものの実態・状態を継続的に観測・観察することです。

#### \*【ナラ枯れ】

ナラ類の集団枯損被害のこと。カシノナガキクイムシを媒介としてナラ菌(Raffaelea quercivora ラファエリアクエルシボラ)が樹幹内で繁殖し、形成層が壊死して通水疎害を起こし枯死に至ります。

参考リンク：林野庁の「ナラ枯れ」のページ  
<http://www.rinya.maff.go.jp/j/hogo/higai/naragare.html>

#### \*【緑の回廊】

P26 以降具体的に説明

### ⑤ レクリエーションの森\*

レクリエーションの森は、国民の保健・文化的利用上特に重要な区域として、①自然観察教育林、②森林スポーツ林、③野外スポーツ地域、④風景林、⑤風致探勝林、⑥自然休養林、⑦その他（レクリエーションの森施設）に種類分けし、広く国民に提供している森林である。

当計画区では自然条件を生かしたスキー場やキャンプ場、レクリエーション・保健保養の場として利用者が多く、レクリエーションの森として選定した区域は下表のとおりである。

(単位：面積 ha)

レクリエーションの森の種類	前計画期首		前計画期末	
	箇所数	面積	箇所数	面積
自然休養林	1	500	1	500
自然観察教育林	6	638	6	638
森林スポーツ林	3	258	3	25
野外スポーツ地域	9	2,073	9	2,073
風景林	4	429	4	429
風致探勝林	5	256	5	256
その他レクの森施設敷	25	4	25	4
計	53	4,158	53	4,158

### (3) 今後の管理経営の考え方（持続可能な森林経営の実施方向）

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代や将来世代へ森林からの恵沢を伝えるため、住民の方々の意見を聴き、機能類型区分\*に応じた森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいくこととする。

また、持続可能な森林経営については、日本はモントリオール・プロセス\*に属しており、この中で国全体として客観的に評価するための7基準（54指標）が示されている。当計画区内の国有林野について、この基準を参考に取り組んでいる対策及び森林の取扱い方針を整理すると次のとおりとなる。

#### ア 生物多様性\*の保全

(取組内容)

地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、間伐の推進等により森林の健全性を確保するとともに、貴重な

\*【レクリエーションの森】

優れた自然景観を有し、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適した森林を「レクリエーションの森」に設定し、国民の皆さんに提供しています。

\*【機能類型区分】

P11 以降具体的に説明

\*【モントリオールプロセス】

欧州以外の温帯林を対象に森林経営の持続可能性を把握・分析・評価するための「基準・指標」の策定・適用に向けた国際的な取組です。

野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。

また、人工林の針広混交林化、広葉樹林化、野生生物の生息地や溪流環境の保全・復元など生物多様性を維持・向上させるため、赤谷プロジェクトの取組（利根上流森林計画区（群馬県）の第4次地域管理経営計画別冊「赤谷の森管理経営計画書」を参考）を先進事例として取り組む。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・人工林の抜き伐りによる針広混交林化
- ・列状間伐の推進
- ・保護林、緑の回廊の保全・管理
- ・希少猛禽類生息地での森林施業への配慮、モニタリングの実施

## イ 森林生態系<sup>\*</sup>の生産力の維持

（取組内容）

森林としての成長力を維持し健全な森林を整備していくため、間伐等の適切な実施と伐採後の更新確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・一定林齢に達した人工林の間伐を積極的に推進
- ・主伐後の確実な植栽又は天然力を活用した更新
- ・森林の管理、効率的な森林整備を可能とする路網の整備

## ウ 森林生態系の健全性と活力の維持

（取組内容）

外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病害虫や山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・山火事を防止するための巡視
- ・松くい虫被害対策、ナラ枯れ対策及び巡視
- ・ニホンジカ、ツキノワグマによる食害・剥皮防止対策

## エ 土壌及び水資源の保全と維持等

（取組内容）

降雨に伴う浸食等から森林を守るとともに、森林が育む水源

### <sup>\*</sup>【生物多様性】

生物多様性条約によれば「生物多様性とは、すべての分野、特に陸上生態系、海洋及び水生生態系並びにこれが複合した生態系における生物の変異性をいうものであり、種内の多様性（遺伝的多様性）、種間の多様性（種多様性）、及び生態系の多様性（生態系多様性）を含むものである」と記されています。

### <sup>\*</sup>【森林生態系】

森林群落の生物の生命活動と、それを取り巻く無機的環境との間の物質とエネルギーのやり取り（光合成など）、また環境資源をめぐる生物間相互の競争や繁殖のための共生関係など、森林群落構成要素の間に見られる相互作用の体系的な現象の総称のことです。

の涵養<sup>\*</sup>のため、山地災害により被害を受けた森林の整備復旧や公益的機能の維持のために必要な森林の保全を行うとともに、森林施業においても裸地状態となる期間の縮小、尾根筋や沢沿いでの森林の存置を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 伐期の長期化による裸地状態の減少
- ・ 沢沿い、急斜地等における皆伐の回避
- ・ 伐採跡地の確実な更新
- ・ 下層植生の発達を促すための抜き伐り
- ・ 治山事業の計画的な実施及び災害時における迅速な復旧対策の実施

## オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持

(取組内容)

二酸化炭素の吸収源、貯蔵庫となる森林を確保するため、森林の蓄積を維持・向上させるとともに木材利用を推進する。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 造林、間伐等の森林整備の推進
- ・ 木材利用の推進

## カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進

(取組内容)

国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア、環境教育等、森林と人とのふれあいの確保のためのフィールド提供や森林施業に関する技術開発等に取り組む。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 機能類型区分に応じた適切な森林の管理経営
- ・ 森林づくり活動のフィールドとして提供
- ・ レクリエーションの森の提供と利用促進

## キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組

(取組内容)

ア～カに記述した内容を着実に実行し、「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に

### \*【水源涵養機能】

森林の樹木及び地表植生によって形成された落葉、落枝、林地土壌の作用によって、山地の降雨を地下に浸透させ、降雨直後の地表流下量を減少させる機能です。

豪雨時、融雪時等の増水時に流量ピークを下げる洪水調節機能と、渇水時の流量を平常の状態に近づけさせる渇水緩和機能とによって、洪水の防止及び水資源の確保に寄与します。

基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 地域管理経営計画等の策定
- ・ 「国有林モニター」<sup>\*</sup>の設置や計画策定に当たっての地域住民等からの意見聴取
- ・ 関東森林管理局のHP<sup>\*</sup>等の充実による情報発信
- ・ 保護林のモニタリング等の着実な実施

<sup>\*</sup>【国有林モニター】

国有林野に関心のあ  
る国民の皆さんへ幅広  
く情報を提供するとと  
もに、アンケートや意  
見交換を通じていただ  
いたご意見・ご要望等  
を管理経営に活かすた  
めの制度です。モニタ  
ーは公募により選定。

<sup>\*</sup>【ホームページアドレス】

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/>

#### (4) 政策課題への対応

災害からの流域保全や地球温暖化防止、貴重な森林の保全、木材の安定的な供給等、地域から求められる国有林野への期待に応えていくため、次のとおり計画区内での主な個別政策課題へ対応していくことを目標とする。

視 点	主 な 取 組 目 標
安全・安心	<p><b>【流域保全】</b> 災害防止や荒廃した溪流等について、55 箇所の間伐工、27 箇所の間伐工、約 1,900ha の森林整備を計画。</p> <p><b>【水土保全機能の維持】</b> 水土保全林約 95,000ha のうち約 2,800ha で森林整備（間伐）を計画。</p>
共 生	<p><b>【生活環境保全】</b> 森林と人との共生林約 109,000ha のうち約 300ha において間伐を計画。</p> <p><b>【ふれあい】</b> 学校等と連携した森林環境教育を推進</p>
循 環	<p><b>【木材の供給】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林の持つ機能を発揮させるため、計画的な森林整備を実施。</li> <li>・ 森林整備に伴い発生した木材の搬出・供給。</li> </ul> <p><b>【森林資源の適切な整備】</b> 森林整備の実施とともに、効果的、効率的な施業を行うため 44km（うち林業専用道 41km）の路網の整備を計画。</p>
地球温暖化防 止	<p>育成林約 32,000ha のうち約 3,100ha の間伐を計画、天然生林*約 146,000ha のうち 95%にあたる 138,000ha を保安林として保全。</p>

\*【本項に係る天然生林面積】

左記の天然生林は、P2で説明した天然生林に加え岩石地や草生地など、林地として集計しない区分の土地を含めたものとしています。

## 2 機能類型に応じた管理経営に関する事項

### (1) 機能類型毎の管理経営の方向

当計画区の特徴を活かし、森林に対する国民の要請が、国土保全や水源の涵養に加え、地球温暖化防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森づくり等の面で多様化していることを踏まえ、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を推進する。このため、国有林の地域別の森林計画との整合に留意し、国有林野を国土の保全や水源のかん養を重視する「水土保全林」、豊かな生態系の維持・保存や保健・文化・教育的な利用を重視する「森林と人との共生林」及び木材の安定的、効率的な供給を重視する「資源の循環利用林」の3つに区分し、次のような管理経営を行うこととする。この場合、国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林と本計画で定める機能類型区分との関係については、表－1のとおりである。

また、林相の維持・改良等に必要な施業の結果、得られる間伐材等木材の有効利用ならびに公益的機能発揮に支障を及ぼさない範囲で齢級構成の平準化やバイオマス利用等の地域ニーズに応じて必要な伐採を計画的に行い、供給していくこととする。

なお、森林性猛禽類の生息には、餌動物の生息環境を含め、採餌・営巣環境が大きく影響することから、すべての機能類型において、関係者の協力を得るなどによりクマタカ、オオタカ等稀少猛禽類の生息地等の具体的な情報を収集するとともに、有識者等との情報交換等を緊密に行い、森林性猛禽類の生息環境の保全に取り組むこととする。

特に、希少野生生物の生息、生育が確認されている地域で森林施業等を予定する場合、関東森林管理局に設置している「希少野生生物の保護と森林施業等に関する検討委員会」において、施業等を行う場合の留意点又は施策を取り止めること等について専門家の立場からの意見を聴取し、その意見を踏まえて対応することとする。

表 - 1

機能類型と公益的機能別施業森林の関係について

(単位 : ha)

地域管理経営計画における機能類型区分		国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林	当計画区の該当する森林の面積	
水土保全林	国土保全タイプ	土砂流出・崩壊防備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林</li> <li>・ 水源涵養機能維持増進森林</li> </ul>	16,574
		気象害防備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林</li> <li>・ 快適環境形成機能維持増進森林</li> <li>・ 水源涵養機能維持増進森林（立地条件（海岸）により除外する場合もある。）</li> </ul>	1
		生活環境保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 快適環境形成機能維持増進森林</li> <li>・ 水源涵養機能維持増進森林（立地条件（都市部）により除外する場合もある。）</li> </ul>	—
	水源かん養タイプ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水源涵養機能維持増進森林</li> </ul>	78,100	
森林と人との共生林	自然維持タイプ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健文化機能維持増進森林</li> <li>・ 水源涵養機能維持増進森林</li> <li>・ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林（立地条件により区分する場合もある。）</li> </ul>	103,306	
	森林空間利用タイプ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健文化機能維持増進森林</li> <li>・ 水源涵養機能維持増進森林</li> <li>・ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林（立地条件により区分する場合もある。）</li> </ul>	5,622	
資源の循環利用林		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水源涵養機能維持増進森林（分収林については、契約に基づく取扱いを行う。）</li> </ul>	1,087	
合 計			204,690	

## ア 水土保全林における管理経営に関する事項

水土保全林においては、山地災害による人命・施設の被害の防備、気象害\*による環境の悪化の防備又は国民生活に必要な良質で安定した量の水の供給に係る機能の維持増進を図るため、適切な間伐の実施や長伐期施業、育成複層林施業等の推進に努め、必要に応じて施設の整備を図る。

水土保全林については、次のとおり国土保全タイプと水源かん養タイプの2つに分けて取り扱うこととする。

また、前計画では水土保全林 94,603ha（国土保全タイプ 16,583ha、水源かん養タイプ 78,020ha）としていたが、本計画では下表のとおりとしている。これは、資源の循環利用林に区分していた分収林の契約期間が満了した箇所について、森林の有する機能を再評価し、水土保全林に見直したことによるものである。また、国土保全タイプにおいては、道路の整備に係る所管換・売払いをしたことによる減少となったものである。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

### ① 国土保全タイプ

国土保全タイプについては、保全対象や当該森林の現況等を踏まえ、根系や下層植生の発達が良好な森林、若しくは、樹高が高く遮蔽能力が高い森林等に誘導し、又はこれを維持するために必要な管理経営を行うものとする。

### ② 水源かん養タイプ

水源かん養タイプについては、流域の特性や当該森林の現況等を踏まえ、根系や下層植生の発達が良好な森林、多様な樹冠層\*で構成される森林等に誘導、又はこれを維持するために必要な管理経営を行うものとし、これらを維持できる範囲内で森林資源の有効利用に配慮するものとする。

水土保全林の面積 (単位：ha)

区分	国土保全タイプ	水源かん養タイプ	計
面積	16,575	78,100	94,675

## イ 森林と人との共生林における管理経営に関する事項

森林と人との共生林においては、貴重な生態系の維持又は国民と森林とのふれあいの場としての利用等に係る機能を重点的に発揮させるべき国有林野について、それぞれ重視すべき機能の維持増進を図るため、保護林の保全・管理に努めるほか、

\*【気象害】

風、潮、霧など気象要素によって発生する被害です。

\*【樹冠】

樹冠とは、樹木の上部、枝や葉の集まった部分。一般に、針葉樹は円錐形、広葉樹は球形やほうき形になりますが、周囲の影響によって変わります。

景観、風致等に優れた森林の維持・造成に努め、必要に応じて施設の整備を図る。

森林と人との共生林については、次のとおり自然維持タイプと森林空間利用タイプの2つに分けて取り扱うこととする。

また、前計画では森林と人との共生林 108,927ha（自然維持タイプ 103,307ha、森林空間利用タイプ 5,620ha）としており、本計画では下表のとおりとしている。これは、自然維持タイプでは道路の整備に係る所管換・売払いのため減少すること、一方で、森林空間利用タイプでは、周囲の機能類型と合わせるため増加することによるものである。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

### ① 自然維持タイプ

自然維持タイプについては、自然の推移に委ねることを原則として、保護を図るべき森林生態系を構成する野生動植物の生息・生育に資するために必要な管理経営を行うものとする。

なお、貴重な野生動植物の生息・生育に資するために必要な森林、遺伝資源の保存に必要な森林等については、保護林に設定する。また、現状の登山道については、周辺の植生に影響を及ぼさないよう適切な維持・管理及び利用を促進する。

### ② 森林空間利用タイプ

森林空間利用タイプについては、保健、文化、教育等様々な利用の形態に応じた管理経営を行うものとし、具体的には、景観の向上やレクリエーションの利用を考慮した森林の整備を行い、必要に応じて遊歩道等の施設の整備を進める。

国民の保健・文化的利用に供するための施設又は森林の整備を積極的に行うことが適当と認められる国有林野については、「レクリエーションの森」として選定することとする。

なお、「レクリエーションの森」として選定した森林は、前計画では53箇所であったが、本計画では48箇所としている。これは、森林スポーツ林（京ヶ森森林スポーツ林）、野外スポーツ地域（早稲沢スキー場）、風致探勝林（赤崎風致探勝林、細野風致探勝林）、その他レクリエーションの森施設（狐鷹森外人別荘）について、これまでに利用がなく今後も利用の見込みがないことから取りやめるものである。

森林と人との共生林の面積

(単位：ha)

区 分	自然維持タイプ		森林空間利用タイプ		計
		うち、保護林		うち、レクリエーションの森	
面 積	103,306	93,959	5,622	3,738	108,928

ウ 資源の循環利用林における管理経営に関する事項

資源の循環利用林については、林業等の生産活動の場の提供に係る機能を発揮させるべき国有林野について、森林の健全性を維持し、公益的機能の発揮に留意しつつ、環境に対する負荷が少ない素材である木材の効率的な生産、多様化する木材需要に応じた林木の育成に努め、木材資源の充実等を図る。

また、前計画では資源の循環利用林 1,185ha としていたが、本計画では下表のとおりとしている。これは、資源の循環利用林に区分していた分収林の契約期間が満了した箇所について、森林の有する機能を再評価した結果、水土保持林に区分の見直しを行ったものである。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

資源の循環利用林の面積

(単位：ha)

区 分	林業生産活動の対象	その他産業活動の対象	計
面 積	1,053	34	1,087

注) 1 「その他産業活動の対象」は、貸付地の面積である。

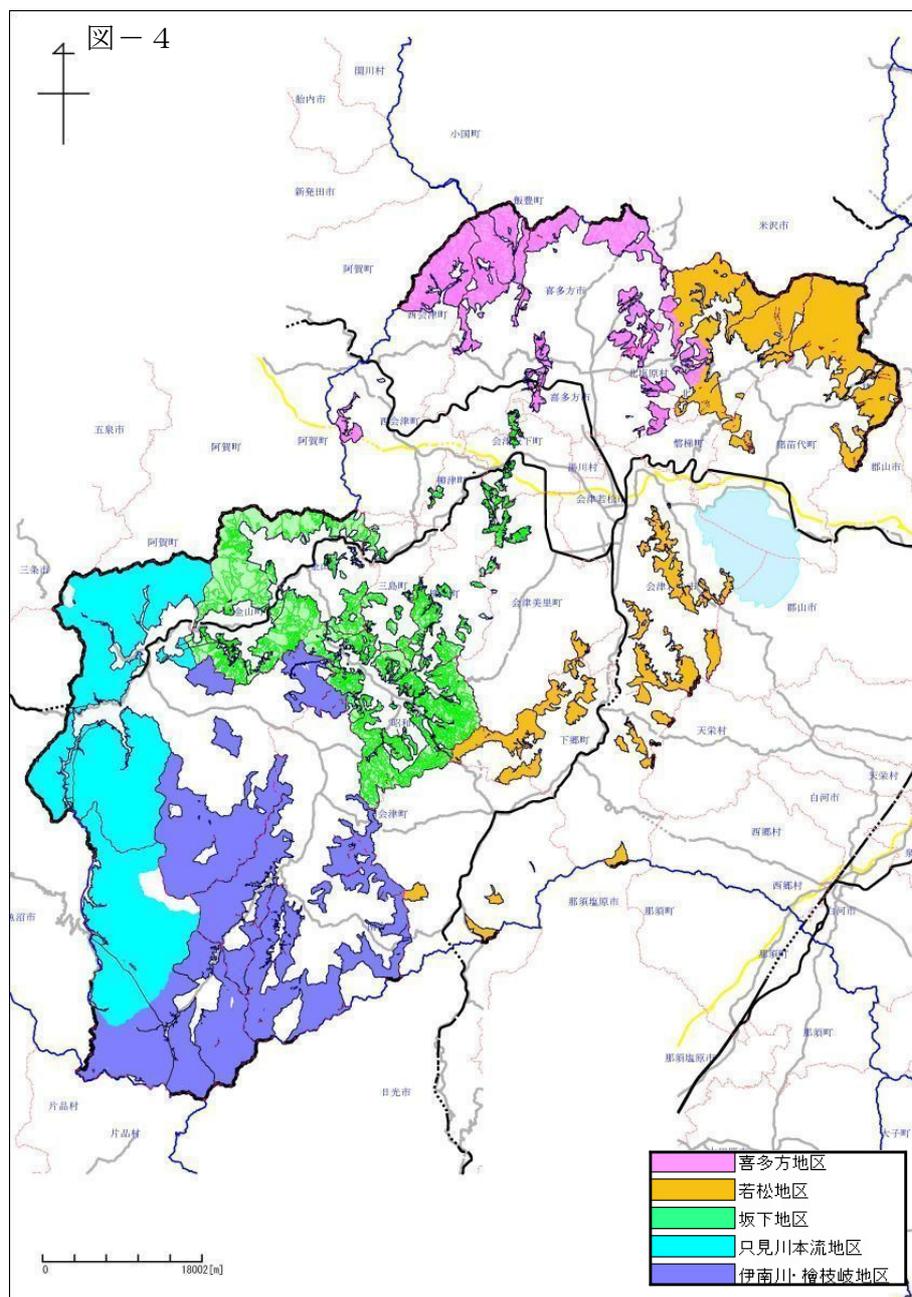
注) 2 資源の循環利用林は、国有林の地域別の森林計画で定める公益的機能別施業森林（水源涵養機能維持増進森林）に該当することから、伐期の間隔の拡大、皆伐面積の規模の縮小を図る。

なお、分収林については、契約に基づき伐採する。（ただし、保安林等の法令制限がある場合は、その制限に従う。）

## (2) 地域ごとの機能類型の方向

当計画区は、阿賀川（大川）集水域（喜多方地区、若松地区）と只見川集水域（坂下地区、只見川本流地区、伊南川・檜枝岐地区）の2地域に大別され（図－4参照）、それぞれ重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。

なお、当計画区の国有林のうち46%を保護林、62%を緑の回廊として設定していることから、保護林や緑の回廊の設定趣旨に基づき、自然環境の維持・保全、野生生物の保護及び生息・生育環境の保全に努めることとする。



## ア 阿賀川（大川）集水域

本地域は当計画区のおおむね北部～東部にあり、北部の喜多方地区及び東部の若松地区に細分される。

### (ア) 喜多方地区（301～390、392～397林班）

本地区は、当計画区の北部に位置し、北は山形県に、西は新潟県に接しており、大部分が急峻な山岳地形であるが、一部は平地部の丘陵地からなっている。山岳地の上部は、雪崩の繰り返しによる雪蝕地形\*で、ミヤマナラ等の低木林となっており、中腹部以下は、大部分がブナ、ミズナラ等を主とする天然林となっているが、一部緩斜面や峰通りに天然スギ、キタゴヨウマツが混生する。丘陵地はスギを主とする人工林とアカマツ、コナラ等の天然林となっている。

原生的な天然林が分布する飯豊山周辺及び新潟県境の稜線一帯を森林生態系保護地域に、山形県境にある大塚山周辺をブナ林植物群落保護林に設定しているほか、飯豊スギ（天然スギ）植物群落保護林を設定している。更に、山形県境にある梅ノ峰周辺は、福島県指定の梅峰自然環境保全地域特別地区となっている。

これらの保護林やその周辺の自然度の高い森林については、森林と人との共生林（自然維持タイプ）に区分し、自然環境の維持を重視した管理経営を行うこととする。

一ノ戸川に沿った地区は、土砂流出防備保安林に指定されていることから水土保持林（国土保全タイプ）に区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

これら以外の地区は、阿賀川の集水域となっていることから、主に水土保持林（水源かん養タイプ）に区分し、水源涵養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

### (イ) 若松地区（2、3、5～75、78、81、101～105、166～204、406～465林班）

本地区は、当計画区の東部に位置し、北は山形県、南は栃木県に接しており、磐梯山以北の山岳地と会津若松市から猪苗代湖西部の丘陵地及び阿賀川（大川）沿線に点在する急峻な山岳地の小団地からなる。山岳地帯の標高1,500m以上では、オオシラビソを主とする天然林が多い、それ以下ではブナ、ミズナラ等を主とする天然林が多い。沢筋や緩斜面はスギ、カラマツの人工林となっている。丘陵地帯は、スギ、アカマツ、カラマツの人工林とミズナラ、コナラを主とする天然林である。阿賀川（大川）沿線に分布する国有林は、山岳

#### \*【雪蝕地形】

多量の雪が流れ落ち、山の斜面を削り取ってできた地形

地では、ブナ、ミズナラを主とする天然林が多いが、沢筋、緩傾斜地は、スギ、カラマツの人工林となっている。

北部山形県境の西大巔にしだいてんから一切経山にかけての国有林は、原生的な天然林が保存されていることから吾妻山周辺生態系保護地域を設定しているほか、国指定の天然記念物である雄国沼周辺湿原は、植物群落保護林としている。これらの保護林や自然度の高い森林については森林と人との共生林（自然維持タイプ）に区分し、自然環境の維持を重視した管理経営を行うこととする。

森林とのふれあいの場として猪苗代湖や檜原湖周辺には、自然観察教育林や風致探勝林を、会津若松市東部の東山一帯を自然休養林に、特に景観の優れた区域を風景林に設定している。また、野外スポーツの場として豊富な積雪を有効に活用した多くのスキー場などに国有林を提供している。このため、森林と人との共生林（森林空間利用タイプ）に区分し、保健文化機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

これら以外の地区は、阿賀川（大川）や猪苗代湖等の集水区域となっていることから、主に水土保持林（水源かん養タイプ）に区分し、水源涵養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。なお、土砂流出等のおそれのある箇所については、水土保持林（国土保全タイプ）に区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

## イ 只見川集水域

本地域は、当計画区の南西部にあり、坂下地区、只見川本流地区及び伊南川・檜枝岐地区に細分される。山岳部では雪崩によって基岩が露出した岩石地や灌木地が多く特異な容貌を呈している。山地帯にはブナ林が広がり、高標高地ではオオシラビソを中心とした自然度の高い森林が広範囲に分布し、イヌワシ等の希少猛禽類、ツキノワグマ等の大型哺乳類も生息する自然の豊かな地域である。

### (ア) 坂下地区（501～651林班）

坂下地区は、本計画区の中央部に位置し、北は新潟県に接し、阿賀川支流の只見川中下流域である。

只見川の下流域は、丘陵地形を呈し、天然林は、アカマツ、コナラ等が多く、人工林は、スギやアカマツが主である。只見川支流の滝谷川流域は、急峻な地形を呈し、天然林は、主にブナ、ミズナラ、コナラ等が生育し、人工林は、中流部にスギ、上流部にカラマツが造林されている。また、只見川の下流域は、丘陵地形を呈し、天然林は、アカマツ、コナラ

等が生育し、人工林は、中流部にスギ、上流部はカラマツが主である。また、只見川支流の野尻川流域は急峻な地形が多いが、一部に緩傾斜地もみられる。天然林が多く、主にブナ、ミズナラ、コナラ等が生育し、人工林は主にスギやカラマツとなっている。

北部の新潟県境にある本名御神楽岳、日尊の倉山周辺及び大妻山周辺おおつま一带の国有林は、貴重な天然林が保存されており、奥会津森林生態系保護地域に設定している。また、博士山周辺には柳津町と協定を締結した博士山郷土の森を設定しており、貴重な森林の保護と併せて、自然探勝などを行うこととしている。これらの保護林やその周辺の自然度の高い森林については、森林と人との共生林（自然維持タイプ）に区分し、自然環境の維持を重視した管理経営を行うこととする。

只見川中流部及び野尻川に沿った区域は、土砂流出防備保安林に指定されている自然維持タイプ以外の森林については、水土保持林（国土保全タイプ）に区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

これら以外の森林は、只見川の集水域となっていることから主に水土保持林（水源かん養タイプ）に区分し、水源涵養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

#### （イ）只見川本流地区（1103～1133林班）

本地区は、当計画区の西部の只見川上流部に位置し、西は新潟県境となっている。（ただし、只見川源流部である尾瀬地域一帯は、交通面等から檜枝岐地区に含めている。）本地区は急峻な山岳地形が大半を占める中で、只見町内の一部の緩傾斜地にスギやカラマツの人工林があるが、大部分はブナを主とする天然林である。

本地区の大部分は、地域を代表とする貴重なブナ林等が保存されており、奥会津森林生態系保護地域に設定している。このため、保護林やその周辺の自然度の高い森林については、森林と人との共生林（自然維持タイプ）に区分し、自然環境の維持を重視した管理経営を行うこととする。

上記の自然維持タイプ以外の森林で、土砂流出のおそれの高い森林及び、土砂流出防備保安林に指定されている森林については、水土保持林（国土保全タイプ）に区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

これら以外の森林は、只見川の集水域となっていることから、主に水土保持林（水源かん養タイプ）に区分し、水源涵養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

### (ウ) 伊南川・檜枝岐地区

(1001～1022、1024～1026、1028～1050、1052～1065、1101、1102、1134～1144 林班)

本地区は、伊南川及び只見川源流部に位置し、南は栃木県及び群馬県に接している。

地形は起伏に富み、山地帯ではブナ、ミズナラを主とする天然林が多く、高標高域には、コメツガ等がダケカンバなどと混生している。燧ヶ岳や帝釈山周辺は、オオシラビソを主とした亜高山帯針葉樹林となっている。また、集落周辺等の緩傾斜地は、カラマツやスギを主とした人工林となっている。

尾瀬地区をはじめ本地区の大半はブナ林等原生的な森林が広範囲に広がっており、奥会津森林生態系保護地域に設定している。また、鎌倉山周辺には、只見町と協定を締結した郷土の森（恵みの森）を設定しており、貴重な森林の保護と併せて、森林学習などを行うこととしている。これらの保護林やその周辺の自然度の高い森林については、森林と人との共生林（自然維持タイプ）に区分し、自然環境の維持を重視した管理経営を行うこととする。

また、本地区には野外スポーツの拠点として二カ所のスキー場があり、これらは森林と人との共生林（森林空間利用タイプ）に区分し保健文化機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

上記以外の森林で、地形が急峻で土砂流出のおそれの高い森林及び、土砂流出防備保安林に指定されている森林については、水土保持林（国土保全タイプ）に区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

これら以外の森林は、伊南川の集水域となっていることから、主に水土保持林（水源かん養タイプ）に区分し、水源涵養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

### 3 流域管理システム<sup>\*</sup>の推進に必要な事項

当流域は、福島県の西部に位置し、会津盆地を中心とする地域と南会津の山地主体の地域に大別されるが、両地域とも林業の経営規模は零細であり、製材工場も中小規模の工場が主体となっている。

このような中で、国有林の管理経営に当たっては、流域を単位として民有林と国有林関係者が連携して森林の整備等を行う流域管理システムの下で、流域ニーズの的確な把握、フィールドの提供、流域内の連携等について、取り組んでいくことが必要であり、引き続き国有林野事業流域管理システムアクションプログラムの実施等により、鳥獣被害対策、間伐の推進、森林教室の開催等に積極的に取り組むこととする。

#### (1) 流域ニーズの的確な把握

県、市町村、会津流域林業活性化センター、林業事業体等との連携を深め、流域における課題や要請を的確に把握し、流域の特色ある事業運営の推進に取り組むこととする。

#### (2) 国有林野の情報、技術及びフィールドの提供等

国有林野における管理経営や技術について、国有林の現地を通じて国民にわかりやすく提示するとともに、森林管理署等のホームページに掲載し情報提供する。

また、体験活動等を希望する各種団体等には、流域内のフィールドを提供するとともに、技術援助や森林・林業に関する情報提供等、国有林のPRに努めることとする。

#### (3) 民有林・国有林一体となった取組

ツキノワグマによる剥皮被害を防ぐため、民有林関係者や学識経験者と被害防止対策について意見交換を行い、より効果的な対策を民有林と連携して推進する。

また、木材の利用と間伐の推進を図る観点から、引き続き治山工事、林道工事において間伐材を利用するとともに、路網の連携や施業の共同化による搬出間伐の推進に努めることとする。

#### (4) 下流域との連携

教育機関と連携して森林教室、体験林業の開催など、森林とのふれあいの場を提供し、森林の働き、林業の役割等の情報をわかりやすく提供するなどの取組を今後も行う。

また、会津流域林業活性化センター等の民有林関係機関と

<sup>\*</sup>【流域管理システム】

流域を単位として、森林の所有形態の別なく民有林・国有林が連携して、地域の特色に応じた森林整備・林業生産等を行うシステムです。

連携を図り、森林環境教育の推進、森林の有する多面的機能のPRに努めることとする。

#### 4 主要事業の実施に関する事項

当計画期間における伐採、更新、林道等の計画量は次のとおりである。

事業の実施に当たっては、労働災害の防止に努めるとともに、地域の実情等を踏まえ民間事業者等に委託していくこととしており、計画的な事業の実施等により林業事業者の育成・強化に資するよう努めることとする。

また、効率的な事業実施に努めるとともに、国土保全、自然環境の保全等に十分配慮することとする。

##### (1) 伐採総量<sup>\*</sup> (単位：m<sup>3</sup>)

区分	主伐	間伐	計
計	74,748	158,325 (3,144)	245,187 《12,114》

- 注) 1 ( )は、間伐面積(ha)  
 2 計欄の《 》は、臨時伐採量<sup>\*</sup>で内書き  
 3 計は主伐、間伐、臨時伐採量の合計

##### (2) 更新総量 (単位：ha)

区分	人工造林	天然更新	計
計	141	371	512

##### (3) 保育総量 (単位：ha)

区分	下刈	つる切	除伐
計	674	45	97

##### (4) 林道等の開設及び改良の総量

区分	開設		改良	
	路線数	延長量(m)	路線数	延長量(m)
林道 <sup>*</sup>	18	40,800	139	3,141
うち林業専用道 <sup>*</sup>	18	40,800	—	—

<sup>\*</sup>【伐採総量】  
 国有林の地域別の森林計画に定める10年分の伐採立木材積と調和が保たれるように、5年分について計上します。

<sup>\*</sup>【臨時伐採量】  
 国有林野施業実施計画において箇所ごとに伐採指定を行い、指定された箇所での伐採を原則とするものの、これのみによれば、非常災害や緊急の需要、円滑な事業実行に支障が生じるおそれがあることから、例外的に伐採指定箇所以外でも伐採できる数量で見込み数量を計上しています。

<sup>\*</sup>【林道】  
 一般車両など、不特定多数の者が利用し、森林整備や木材生産を進める上で幹線となる道路。

<sup>\*</sup>【林業専用道】  
 森林施業のために特定の者が利用し、林道を補完するための道路。

## II 国有林野の維持及び保存に関する事項

### 1 巡視に関する事項

#### (1) 山火事防止等の森林保全管理

当計画区は、山菜が豊富に採れるため雪融け直後から新緑に覆われるまでの春季及びきのこ採り等を楽しむ秋季に入山者が多くなり、山火事発生の危険が増大する。さらに、近年、廃棄物の不法投棄が増大しているため、これらの早期発見や未然防止が必要である。

このため、国民共通の財産である豊かな自然環境を保全管理すべく、国有林野保護監視員、市町村、地元消防団及び地元住民等と連携を密にして、森林保全巡視を強化し、山火事の防止、廃棄物等の不法投棄の防止、貴重な動植物の保護等、適切な森林の保全管理に努めることとする。

#### (2) 境界の保全管理

国有林野の境界は、中山間部から奥地山岳地帯にかけて位置している。また、複雑で急峻な地形、積雪や雪崩の影響等もあり、境界標識が亡失するおそれの高い地域であることから、今後とも境界の適切な保全管理に努めることとする。

#### (3) 入林マナーの普及・啓発

近年の登山ブームや森林との積極的なふれあい志向を背景に、観光客誘致に努めているが、それに伴い、ゴミの投げ捨てや踏み荒らし等が問題となっている。このため、国有林野保護監視員や地元自治体、観光協会、ボランティア団体等との連携を強化し、森林に入る場合のマナーの普及・啓発に努めることとする。

また、森林生態系保護地域保存地区における既設登山道以外への立入禁止の呼びかけ等を行うこととし、山野草の盗採掘等防止については、地元自治体と連携を図りつつ、林野巡視を行うこととする。

### 2 森林病虫害の駆除又はそのまん延防止に関する事項

松くい虫被害は拡大傾向にあり、民有林関係者との連携を図りつつ、被害木の伐倒駆除等により、まん延防止に努めることとする。

また、カシノナガキクイムシによるナラ類等の枯損被害が発生しているため、早期発見に努めるとともに、民有林関係者と連携を図りつつ、まん延を防止するため適切に対応することとする。

### 3 特に維持及び保存を図るべき森林に関する事項

#### (1) 保護林

保護林は、動植物の生息又は生育状況、地域の要請等を勘案して、原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、施業及び管理技術の発展等に特に資することを目的として管理を行うことが適当と認められる国有林野を選定することとしており、当計画区では 10 箇所、93,959ha を保護林に設定している。

保護林については、評価基準を設けて統一した調査項目を設定し、モニタリング調査を実施しているところである。今後は、調査結果の蓄積及び分析を行い、必ずしも自然の推移に委ねるだけでなく、必要に応じて人為を加え、保護林本来の設定目的に沿った森林として維持・管理することとする。なお、人為を加える場合は、学識経験者や専門家の意見を聴いて行うものとする。

保護林の取り扱いについては、前述の森林と人との共生林の自然維持タイプによるほか、保護林の種類別に次によることを基本とする。なお、学術研究その他公益上の事由により必要と認められる行為、その他法令等の規定に基づいて行うべき行為はこれにかかわらず行うことができるものとする。

また、立入を可能とする区域においては入林者の影響等による植生の荒廃の防止等の措置が必要な箇所について、標識の設置、歩道の整備等に努めるとともに、学習の場等として国民が利用できるよう努める。

種 類	箇 所 数	面 積 (ha)
森林生態系保護地域	3	92,909
林木遺伝資源保存林	2	12
植物群落保護林	3	364
郷土の森	2	674
計	10	93,959

#### ア 森林生態系保護地域

原生的な天然林を保存することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業管理技術の発展、学術研究等に資することを目的に「奥会津」、「飯豊山周辺」及び「吾妻山周辺」森林生態系保護地域を設定している。これらの森林の取扱いは、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねるものとし、それぞれの森林生態系保護地域ごとに定めている「設定方針」に基づき適正に取り扱うもの

とする。

【参考】奥会津森林生態系保護地域設定方針 ―抜粋―

◇ 保存地区の森林の取扱い方針

ア 保存地区の森林は、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねるものとする。ただし、次に掲げる行為についてはこの限りでない。

- (ア) モニタリング調査
- (イ) 非常災害のための応急措置として行う行為
- (ウ) 入林者に周知を図るための標識類の設置等
- (エ) 既存の歩道（登山道）等の整備
- (オ) その他法令等の規定に基づき行うべき行為

イ 森林等への立入りについては、次のとおりとする。

- (ア) 森林限界から上部や湿原地帯においては既設の歩道を利用するものとする。
- (イ) 森林内においては、植物の採種、樹木の損傷、焚き火等生態系に悪影響を及ぼす恐れのある行為は行わないものとする。

ウ 保存地区内における山菜、キノコ、落葉落枝等の採取は認めないものとする。

◇ 保全利用地区の森林の取扱い方針

保全利用地区の森林は、原則として、保存地区の森林に外部の環境の変化が直接及ばないよう緩衝の役割を果たすものとする。ただし、次に掲げる行為については、必要最小限の範囲において認めるものとする。

- ア 前項アの（ア）～（オ）に掲げる行為
- イ 国土保全のための治山工事等、及びその付帯工事
- ウ 大規模な開発を行わない森林レクリエーションのために必要な最小限の道路、建物等の設置
- エ 避難小屋周辺や電気事業用施設の維持管理
- オ 保全利用地区の趣旨に反しない範囲での山菜等の採取
- カ 被害木及び枯損木の伐倒、搬出

なお、保全利用地区においては、木材生産を目的とする森林施業は行わないものとする。ただし、地区内に含まれる人工林については、育成複層林施業等針広混交林化を図るために必要な施業を行い、将来は天然林に導くこととするが、猛禽類の繁殖が見られる箇所については、繁殖活動に支障がないよう特に配慮することとする。

◇ 森林生態系保護地域に外接する森林について

森林生態系保護地域に外接する森林については、森林生態系保護地域の急激な環境の変化をもたらすような施業は行わない等、慎重な取扱いを行うものとする。

## イ 林木遺伝資源保存林

主として林木の遺伝資源を森林生態系内に広範に保存する。

- ① 原則として伐採は行わない。ただし、保存対象樹種の恒久的な存続を図るために必要な場合に限り、枯損木又は被害木の除去を中心とした弱度の伐採を行うことができるものとする。
- ② 更新は、原則として天然更新によるものとし、保存対象樹種の特性を勘案し、必要最小限の更新補助作業を行う。なお、植込み等を行う場合は、保存対象樹種と同一の遺伝形質を有するものを使用する。

## ウ 植物群落保護林

我が国又は地域の自然を代表するものとして保護を必要とする植物群落及び歴史的、学術的価値等を有する個体の維持を図り、併せて森林施業・管理技術の発展、学術研究に資する。

- ① 原則として伐採は行わないものとするが、遷移の途中相にある植物群落の維持のために必要な場合等その保護対象の維持に必要な場合は、下刈、つる切、除伐等の保育を行う。
- ② 伐採及び搬出に当たっては、保護の対象とする植物を損傷しないよう特に留意する。
- ③ 保護の対象とする植物群落が衰退しつつある場合であって、更新補助作業又は保育を行うことが当該植物群落の保護に必要な効果的であると認められるときは、まき付け、植込み、刈出し、除伐等を行う。

## エ 郷土の森

郷土の森については、保存協定書の保護・管理・利用計画に基づき、地元と連携し貴重な森林の保護とともに、自然探勝や森林浴、歴史・文化的背景を踏まえた森林レクリエーション等の活用を通じ、地域振興にも寄与するよう積極的な活用を図っていくこととする。

## (2) 緑の回廊\*

当計画区は奥羽山脈、越後山脈及び三国山脈等の緑の回廊のネットワーク化を推進する拠点として重要な位置にある。このため、南北に賦存する保護林を広範囲かつ連続的に連結することでより一層の生物多様性の維持・向上に資することを目的に「会津山地緑の回廊」を設定している。

今後、緑の回廊に対する国民の理解を深めるための看板の設置等を推進するとともに、必要に応じて森林環境教育の場として活

\*【緑の回廊】

保護林と連結し、隣接する「緑の回廊三国線」16km、「日光・吾妻山地緑の回廊」93km、「緑の回廊越後線」76km、「鳥海朝日・飯豊吾妻緑の回廊」46kmと連結しています。

用を図っていくこととする。

本緑の回廊の森林の取扱いについては、本計画に定めるもののほか、「会津山地緑の回廊設定方針」に基づき適正に取り扱うこととし、具体的には次のとおりである。

名 称	延長(km)	面 積 (ha)
会津山地緑の回廊	概ね 100	105,495
計		

**【参考】 緑の回廊の整備及び管理に関する事項 一会津山地緑の回廊設定方針抜粋一**

◇ 緑の回廊の整備に関する事項

1 取扱い方針

緑の回廊として設定した森林については、野生動植物の生息、移動や休息・採餌等の緑の回廊としての機能の発揮を図るため、次の各号により整備するものとする。

ア 現況が緑の回廊としての機能の発揮にふさわしい林分内容となっている場合については、適切にその保全に努める。

イ 森林整備の必要がある場合においては、植生の状況に応じて、下層植生の発達や裸地化の抑制を図ることとし、緑の回廊の全体として樹種構成、林齢、樹冠層等の多様化を図るための森林整備を実施する。

ウ 森林整備に当たって伐採を行う場合には、森林生態系への影響に配慮し、次の各項に基づき実施するものとする。

(1) 人工林の取扱い

ア 標高おおよそ 1,000 m以下の区域

(ア) 原則として漸伐又は複層伐とすることとし、皆伐を行う場合は、伐区を小規模かつ分散させるとともに伐期の長期化を図り、野生動物の生息、移動や休息・採餌等に適した環境づくりに努める。

(イ) 伐採箇所の選定に当たっては、貴重な野生動物の営巣木や採餌木の周辺、野生動植物の移動経路等への影響が大きいと考えられる箇所は避ける。

(ウ) 伐採の実施に当たっては、周辺の搬出支障木を含め、貴重な野生動物の繁殖に影響がないよう時期・方法に配慮する。

(エ) 森林性野生動物の保護を図るため、営巣、餌場、隠れ場として重要な樹洞等がある巨木、古木は保残する。

イ 標高おおよそ 1,000 m以上の区域

(ア) 原則として施業方法を育成複層林施業とし、間伐方式による抜き伐りにより天然林化を推進することとする。

(イ) 伐採等に当たっては、前項アの(イ)～(エ)に準じて行うこととし、野生動物の生息、移動や休息・採餌等に適した環境づくりに努める。

## (2) 天然林の取扱い

高齢級の天然林及び地域を代表する種をもって構成する天然林については、木材生産を目的とした伐採は行わない。

ただし、天然林内の被害木、枯損木、人工林内に点在する小径の天然木等については、必要最小限であり、かつ、希少野生生物の生息、繁殖等への悪影響がないよう配慮した上で、キノコ栽培用原木及び地域が培ってきた伝統工芸品に使用する資源として利用できるものとする。

なお、上記を大原則として、どうしても必要量が不足する場合は、個別箇所において広く意見を求め慎重に検討する。

## 2 更新・保育の取扱い

緑の回廊において更新・保育を行う場合には、次の各号に基づき実施するものとする。

- (1) 画一的な更新とせず、前生樹、稚幼樹の生育・分布状況、ぼう芽の発生状況等に留意しつつ、更新方法及び更新樹種を決定するとともに、採餌木の植栽についても検討する。
- (2) 除伐については、画一的に実施せず、植栽木の成長状況を十分調査した上で、必要に応じ侵入木や下層植生の保残育成に努める。
- (3) つる切に当たっては、植栽木の成長の支障とならないよう適宜行うとともに、採餌場等においては野生動物の餌となる山ブドウ類、アケビ等のつる類の保残に努める。
- (4) 更新・保育に当たっては、貴重な野生動物の繁殖に影響が及ばないよう時期に配慮する。

### ◇ 緑の回廊の管理に関する事項

#### 1 管理に関する事項

緑の回廊における管理については、次の各号に基づき実施するものとする。

- (1) 緑の回廊の巡視に当たっては、特に野生動植物の生息・生育状況及び環境の把握に努めるとともに、一般の入林者に対し
- (2) 緑の回廊の設定後、公用、公共用への活用要望等により、設定の変更等調整を行う必要がある場合には、設定の趣旨及び公益性を踏まえつつ、慎重に対応する。
- (3) 野生動植物の生息・生育に悪影響を及ぼさないよう配慮した上で、緑の回廊に対する国民の理解を深めるための看板の設置等を積極的に推進するとともに、地元の要望がある場合等必要に応じて森林環境教育の場として活用する。
- (4) 有害鳥獣による被害については、関係機関と連携して適切に対処する。

## 2 施設の整備に関する事項

治山等土木施設、自然観察施設等の整備に当たっては、その整備が野生動植物の生息・生育環境に悪影響を及ぼさぬよう配慮するとともに、必要に応じて学識経験者等の意見を聴取する等、計画初期段階から十分に検討し、その規模は必要最小限とする。

## 4 その他必要な事項

### (1) ツキノワグマによる剥皮（樹皮剥ぎ）等に関する事項

ツキノワグマ等による剥皮については、巡視等により被害の状況の把握に努め、剥皮対策を講じるとともに、関係機関と連携し、被害防止に努めることとする。

### (2) ニホンジカによる食害等に関する事項

近年、会津地域へのニホンジカの侵入が確認されており、特に尾瀬地区で貴重な湿原植物の食害や踏み荒らしが問題となっている。このため、ニホンジカの被害拡大防止に向け、関係機関と連携し、被害防止に努めることとする。

### (3) 希少猛禽類の生息に関する事項

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年6月5日法律第75号）において指定されている森林性猛禽類の生息には、生育環境及び餌動物の生息環境が大きく影響する。

このため、イヌワシ、クマタカ、オオタカ等希少猛禽類の生息地等の具体的な情報については、職員等による調査、既存の調査結果の収集、学識経験者や地元自然保護団体等からの提供を受ける取組により把握に努めるとともに、学識経験者等との情報交換等を緊密に行っていく中で、猛禽類と林業との共生に取り組むこととする。

このような取組の中で、毎年度の事業計画の検討段階や事業の実施段階において、事業（予定）箇所及びその周辺について希少猛禽類の情報が得られ、繁殖の可能性が高いと判断される場合には、関東森林管理局に設置している「希少野生生物の保護と森林施業等に関する検討委員会」に諮るなどにより、適切に対応することとする。

### (4) その他

希少種の保護や移入種の侵入防止の取組については、関係機関、地域住民、ボランティア、NPO 等とも連携を図りながら行うこととする。

### Ⅲ 林産物の供給に関する事項

#### 1 流域内から産出される林産物の需要に関する事項

当計画区は、豊富な天然林資源に恵まれ、古くから伝統工芸品等に使用する資源として、多様な樹材種の供給に努めてきたところであるが、高齢級の天然林及び地域を代表する種をもって構成する天然林については、木材生産を目的とした伐採は行わないこととしている。

ただし、天然林内の被害木、枯損木、人工林内に点在する小径の天然木等については、必要最小限であり、かつ、希少野生生物の生息、繁殖等への悪影響がないよう配慮した上で、キノコ栽培用原木及び地域が培ってきた伝統工芸品に使用する資源として利用できるものとする。

このため、人工林から産出される木材を中心に、供給に努めることとする。

#### 2 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

当計画区の森林は、2割弱が人工林となっており、このうち5～8齢級の間伐適期林分が3割、9齢級以上の高齢級林分が7割弱を占めている。

当面は、人工林の間伐適期林分や長伐期化に向けた高齢級林分の間伐及び分収林の主伐が主体となるが、これらを計画的に進め、効率的に搬出し供給することとする。

#### 3 その他必要な事項

キノコ栽培用原木等の供給については、住宅地、田畑、道路等の周辺で森林病虫害等の被害により、国民の生命・財産に支障となる可能性等のある里山林、過去に薪炭材生産を目的として利用されてきた里山林及び人工林内の広葉樹小径木等の利用を必要に応じて配慮することとし、ササ等の副産物の供給にも努め、地元産業の振興に寄与していくこととする。

また、国有林で実施する治山・林道工事において間伐材の利用を積極的に推進する。さらに、地方公共団体等関係機関との間で間伐材等木材需給についての情報交換を進めることを通じ、河川・砂防事業、公園事業等多様な分野への間伐材の利用促進を図る。特に、河川工事等の公共工事に伴うカラマツ小径木の需要に対しては、資源の状況を考慮しながら積極的に対応することとする。

## IV 国有林野の活用に関する事項

### 1 国有林野の活用の推進方針

当計画区の北部地域は、磐梯朝日国立公園内にあり、磐梯山周辺の湖沼群や優れた自然景観を有し、立地条件を生かしたスキー場、キャンプ場等の整備が進み、野外スポーツや自然観察などの森林レクリエーション、保健休養の場としての利用者が多い。

また、東山自然休養林は、国民が気軽に森林や自然とふれあう拠点として提供しており、地方公共団体等と連携して自然環境に配慮しつつ、安全性の高い施設整備等に努めることとする。

南部地域は、尾瀬国立公園及び越後三山只見国定公園に指定されており、尾瀬に代表される湿原や燧ヶ岳をはじめとした多くの山岳は、ブナ林や亜高山帯林、高山植物等の宝庫であり、地域の自然資源として貴重なものである。これら自然資源を活用した観光産業が地域の産業・経済に重要な役割を果たしていることから、自然環境との調和に配慮しつつ、保健、文化、教育的な利用を目的とした国有林野の活用要請に的確に応えることとする。

さらに、特産品であるゼンマイ、ワラビ、タケノコ等の食品加工業や養蜂業が地域の重要な産業となっていることから、今後もこうした地元の産業振興に資するための活用にも努めることとする。

なお、国有林野の活用にあたっては、国土の保全、自然環境の保全等公益的機能との調和を図ることとする。

### 2 国有林野の活用の具体的手法

主な活用の目的とその手法は以下のとおりである。

- (1) 建物、水路等－売払い等
- (2) きのこと、山菜等の産物採取－共用林野\*契約等
- (3) 国民参加の森（法人の森）、森林環境教育の森（学校林）等－分収造林契約等
- (4) 公園、道路、電気事業施設等公共用、地域産業の振興－貸付、売払等
- (5) レクリエーション利用－使用許可等

### 3 その他必要な事項

国有林野の活用にあたっては、当該地域の市町村等が進める地域づくり構想や土地利用に関する計画等との必要な調整を図ることとする。

また、不要となった土地等の活用に向け、物件・土地売払情報公開窓口及びインターネットによる情報の提供と、需要の掘り起こしに努めることとする。

\*【共用林野】  
国との契約によって地元住民が共同して国有林野を利用すること。利用の形態によって、普通共用林野、薪炭共用林野、放牧共用林野があります。

## V 国民参加による森林の整備に関する事項

### 1 国民参加の森林に関する事項

自主的な森林整備活動へのフィールドの提供や必要な技術支援、情報の提供などを通じ、国民の森林へのふれあいの場の提供に努めることとし、「ふれあいの森」、「遊々の森」、「社会貢献の森」、「多様な活動の森」を設定する。

なお、新たに国有林をフィールドとする活動の要望があった場合には、積極的に応えていくこととする。

#### (1) ふれあいの森

「ふれあいの森」は、自主的な森林整備活動を目的とした植栽、保育、森林保護等の森林整備及びこれらの活動と一体となって実施する森林・林業に関する理解の増進に資する活動を行うものである。

喜多方地区の大佛山国有林において喜多方市が自主的な森林整備活動を行っていることから、各種情報の提供を行うなどこれらの活動を支援することとする。

協定の種類	名 称	面 積 (ha)	位置(林小班)
ふれあいの森	大佛山ふれあいの森	78.96	368 わ外

#### (2) 遊々の森

「遊々の森」は森林環境教育を目的とした森林教室、自然観察、体験林業等の体験活動を行うものである。当計画区では、若松地区及び只見地区において、地域の学校等が森林環境教育を推進していることから、各種情報の提供を行うなどこれらの活動を支援することとする。

協定の種類	名 称	面 積 (ha)	位置(林小班)
遊々の森	市民と共生の森	352.32	2 い外
〃	東松山体験の森	0.50	1003 あ 2

#### (3) 社会貢献の森

「社会貢献の森」は水源涵養や森林の持続的経営の普及啓発等に資するもので、植栽、保育、森林保護等の森林整備及びこ

これらの活動と一体となって実施する森林・林業に関する理解の増進に資する活動を行うものである。

当計画区では、若松地区において、ボランティアが自主的な森林整備活動を行っていることから、各種情報の提供を行うなどこれらの活動を支援することとする。

協定の種類	名 称	面 積 (ha)	位置 (林小班)
社会貢献の森	悠遊の森	1.05	13 わ 3、ハ

#### (4) 多様な活動の森

「多様な活動の森」は森林の保全を目的とした美化活動、自然観察、森林パトロール等を行う活動である。

当計画区では、土壌調査等の目的で NPO 法人が活動を行っていることから、各種情報の提供を行うなどこれらの活動を支援することとする。

協定の種類	名 称	面 積 (ha)	位置 (林小班)
多様な活動の森	いのちの森づくり	12.06	547 ち

## 2 分収林に関する事項

分収林制度\*を活用した森林整備への国民参加を推進することとし、特に、上下流の相互理解に基づく森林整備や企業等による社会貢献活動としての森林整備等の促進に努める。

## 3 その他必要な事項

### (1) 森林環境教育の推進

学校、自治体、企業、ボランティア、NPO、地域の森林所有者や森林組合等の民有林関係者等多様な主体と連携しつつ、森林環境教育の推進を図ることとする。

また、児童・生徒等を対象とした体験林業や森林教室、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導など、森林環境教育に対する波及効果が期待される取組にも努めるものとする。

さらに、森林環境教育のためのプログラムや教材の提供、指導者の派遣や紹介等を行うため、森林環境教育の実施に関する相談窓口の活性化に努めることとする。

#### \*【分収林制度】

国有林野事業における分収林は、国有林内に契約の相手方が造林・保育を行う「分収造林」と、国が造林・保育を行った生育途上の森林について、契約の相手方に費用の一部を負担してもらう「分収育林」があり、森林を造成し、伐採後に収益を一定の割合で分け合う制度です。

計画区域内に設定している森林生態系保護地域及び緑の回廊に関する各種普及啓発活動を通して、森林環境教育に対する国民の関心を高めることにも努めることとする。

## **(2) 森林の整備・保全等への国民参加**

NPO 等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導等を行うなど、国民による国有林野の積極的な利用を推進することとする。

## VI その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

### 1 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

#### (1) 林業技術の開発

森林管理署等に設定されている各種試験地等における技術開発についても取り組むこととする。

また、民有林関係者との技術交流の一環として、林業普及指導員等との連携を深めながら、林業技術の向上に取り組むこととする。

#### (2) 林業技術の指導・普及

国有林野事業の中で開発、改良された林業技術については、国有林内での活用を図るとともに、各種試験地等の展示などを通じて地域の森林・林業関係者等への普及を図ることとする。

また、林業技術の指導・普及と併せて、森林管理署等において、木と緑に関する国民からの問い合わせに応じることとする。

### 2 地域の振興に関する事項

地域の振興に寄与することは、国有林野事業の重要な使命の一つであることから、そのために必要な国土の保全を図ることはもとより、国有林野内の森林の有効活用や未利用資源（森林景観を含む）の発掘及び情報提供、地方公共団体等からの相談受付体制の充実、地方公共団体等が推進する地域づくりへの積極的な参加等に努めつつ、森林及び森林景観の整備や林産物の販売、国有林野の活用、森林空間の総合利用など国有林野の多様な利活用を通じて、地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するよう努めることとする。

### 3 その他の必要な事項

福島第一原子力発電所の事故に伴う国有林野内の放射性物質の除染については、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づき地方公共団体等が策定する除染実施計画により、適切に対応する。

また、地方公共団体等が独自に除染を実施する場合や、地方公共団体等から除染に伴い発生する土壌等の仮置場の設置要望があった場合は、当該地方公共団体等と十分調整を図り、適切に対応する。